

## 熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書 [令和 5 年 5 月改定版]

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正の対象工事である。
2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) 真夏日  
日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。  
ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 30℃ 以上の場合とする。
  - (2) 工事期間  
「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※<sup>1</sup>までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。  
なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として 6 日間、6 月、7 月、8 月又は 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。  
※<sup>1</sup> 「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。
  - (3) 真夏日率  
以下の式により算出された率をいう。  
$$\text{真夏日率} = \text{工事期間の真夏日} \div \text{工期}^{\ast 2}$$
  
※<sup>2</sup> 工期は、上記 2. (2) 工事期間とする。
  - (4) 補正值  
以下の式により算出された値をいう。  
$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$
  - (5) 端数処理  
真夏日率及び補正值は、小数点以下 3 位を四捨五入して、2 位止めとする。
3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

  - (1) 計測方法  
気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることもできることとするが、その場合、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日と見なす。
  - (2) 計測結果の報告  
施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、補正值を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、水道施設整備費に係る歩掛表によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。